

▼金融機関では「リスク評価」をこう行う！



リスクベース・アプローチについて詳しく解説

# 「リスク評価」のポイントと疑わしい取引の見極め方

マネー・ローンダリングにおけるリスク評価の方法とそれを踏まえた疑わしい取引の見極め方を解説します。

今

年10月から施行される改正犯罪収益移転防止法（以下「犯収法」）では、金融機関は疑わしい取引を見極めるにあたり、マネー・ローンダリングのリスク評価を独自に実施することが必要になりました。

つまり、どこまで疑わしいかを見極めるべきかの度合いは当該取引やお客様のリスクの大きさによって変わるので、まずそのリスクを評価することが求められているというわけです。

## ●リスク評価を実施して顧客管理措置を行う

（リスク評価）  
マネー・ローンダリング防止のための国際的な政府間会合であるFATF（金融活動作業部会）は、2012年2月に改訂した新「40の勧告」において、各国に対し、自国におけるマネー・ローンダリングのリスクを特定、評価することを要請しています。  
また、2013年6月のロック・アーン・サミットで合意され

た「G8行動計画原則」では各国がリスク評価を実施し、自国のマネー・ローンダリングを取り巻くリスクに見合った措置を講じる必要と盛り込まれました。

我が国ではこれらを踏まえて、2014年12月に警察庁を中心とした作業チームにより「犯罪による収益の移転の危険性の程度に関する評価書」が公表されました。

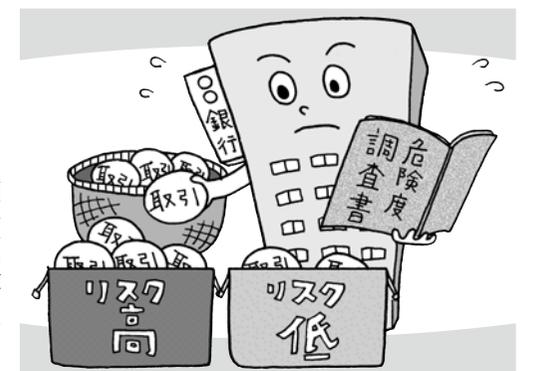
さらに、今回改正された犯収法第3条第3項の規定に基づき、国家公安委員会は2015年9月に「犯罪収益移転危険度調査書」（以下「危険度調査書」）を公表し、金融機関が行う取引の種類ごとに、マネー・ローンダリングのリスクを評価・整理するとしています。

今回改正された犯収法では、金融機関は疑わしい取引の判断にあたり、取引時確認の結果のほか、危険度調査書の内容を勘案すること（第8条第2項）とされましたので、各金融機関は危険度調査書の内容を検討のうえ、各金融機関独自のリスク評価を実施し、その

FATF勧告では、リスクベース・アプローチを各国が適用することを要請するとともに、各国の金融機関にも適用させることを要請しています。

2008年に実施されたFATFの対日相互審査で、日本はリスクベース・アプローチを実施していないとの指摘を受け、その後の2011年（平成23年）成立の犯収法改正についても勧告への対応は依然不十分であるとの指摘を受けていたため、2014年（平成26年）成立の犯収法改正でリスクベース・アプローチを全面的に導入することになったものです。

リスクベース・アプローチの適用により、金融機関は、高リスクとされた取引には適切な資源配分を行い、慎重な取引時確認を行うなど、より強化された対策をとる一方、低リスクとされた取引には相応の資源配分により簡素な対策を行うことで、効果的・効率的なマネー・ローンダリング防止のための対策をとることができま



リスクに応じた顧客管理措置、すなわちリスクベース・アプローチを採用することが必要となったのです。

## ●効果的・効率的なマネロン対策が可能に

リスクベース・アプローチとは、金融機関が取り扱う各種取引がマネー・ローンダリングに悪用されるリスクを特定し、評価したうえで、金融機関がそのリスクの程度に応じて効果的・効率的なマネー・ローンダリング防止のための対策をとることです。

リスクを判断するにあたっては、自らが行う取引について調査・分析したうえで、マネー・ローンダリングのリスク、その他調査・分析の結果を記載した「特定事業者作成書面等」（リスク評価を文書化したもの）を作成し、必要に応じて見直しを行い、変更を加えることが努力義務とされた（犯収法施行規則、以下「規則」第32条第1項）。

金融機関が行うリスク評価は、国としてのリスク評価である危険度調査書の内容を前提とし、これと同様に「商品・サービス」「取引形態」「国・地域」「顧客の属性」の4つの要素に分解して行うのが一般的とされています。

さらに、「金融機関が全社としてどのようなリスクにさらされているのか（全体的なリスク評価）」という観点と、「全社的なリスク評価を踏まえ、日々の取引ごとにリスクを評価し、その結果をお客様の受入や取引の継続に勘案する（取引ごとのリスク評価）」という観点の2つに分けられます。